

高齢者虐待防止のための指針

有限会社エヴァーグリーン

リハビリ訪問看護ステーションねむの木

1. 虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持や人格を尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な行為を一切行わないこととする。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、地域の高齢者福祉の増進に努めるものとする。

2. 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。なお、委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。また、取り扱う事項によっては、他の委員会又は会議と相互に関係が深い場合には、一体的に開催する場合がある。

(1) 虐待防止検討委員会

- ① 委員会の委員長は、管理者もしくは、管理者が定めた者が務める。
- ② 委員会の委員は、委員長が3～4名程度選出するとする。
- ③ 委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。なお、虐待等が発生した場合は、臨時的に委員会を招集することができる。

(2) 委員会の協議事項

- ① 虐待防止検討委員会の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関する事

(3) 虐待対応責任者

利用者又はその家族、職員等が虐待通報を行いやすくするため、虐待対応責任者を設置する。なお、虐待対応責任者は管理者があたるものとする。

虐待対応責任者の主な責務は以下のとおりとする。

- ① 利用者または家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- ③ 関係機関や自治体等への通報及び相談

(4) 虐待に対する職員の責務

- ① 一般家庭における虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待もしくは虐待が疑われると思われる利用者を発見した場合、速やかに虐待対応責任者に報告する。

4. 虐待防止のための職員研修に関する事項

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る。
- (2) 職員の新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を行うこととする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料や出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 利用者又はその家族、職員等からの虐待もしくは虐待が疑われる通報が虐待対応責任者であった場合は、本指針に基づき適切に対応する。

(2) 虐待対応責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、必用に応じて虐待防止検討委員会を開催し、対応策を協議する。

(3) 緊急性の高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 利用者又はその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、本指針に沿って適切に対応する。

(2) 職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。また、虐待対応責任者にその事実を報告すること。

(3) 虐待対応責任者は虐待防止検討委員会に報告し、虐待の実態、経緯、背景等について話し合い、必用に応じて関係機関や自治体に報告し、その対応について相談すること。

関係機関:守口市 守口市役所高齢介護課 06-6992-1610・1613

寝屋川市 寝屋川市役所 福祉部 高齢介護室 地域支援担当 072-838-0372

門真市 門真市役所 福祉推進部高齢福祉課 06-6902-6614

大阪市 健康福祉局高齢者施策部高齢福祉担当 06-6208-8086

7. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 苦情相談窓口を通じて虐待に係る相談があった場合は、速やかに管理者へ報告する。

(2) 管理者は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払うこととする。

(3) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員へ周知する。

(4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、求めに応じていつも事業所内で閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

10. その他虐待防止の推進のための必要な事項

本指針で定める研修会のほか、虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

本指針は、令和5年7月10日より施行する。

令和6年2月1日一部追記。

第6条(3)に関係機関先を追記。

【別添】虐待等が発生した場所のフローチャート作成。

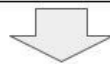
【別添】

<虐待等が発生した場合のフローチャート>

虐待の発見、もしくは虐待の疑いを確認



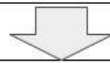
虐待対応責任者へ報告



虐待対応責任者は虐待の実態、経緯、背景などを調べる



必要に応じて虐待防止検討委員会を開催し、対応策を協議する



緊急性の高い場合、関係機関や自治体及び警察などの協力を仰ぐ

関係機関: 守口市 守口市役所高齢介護課 06-6992-1610・1613

寝屋川市 寝屋川市役所 福祉部 高齢介護室 地域支援担当 072-838-0372

門真市 門真市役所 福祉推進部高齢福祉課 06-6902-6614

大阪市 健康福祉局高齢者施策部高齢福祉担当 06-6208-8086



スタッフMTで事例の報告、周知する